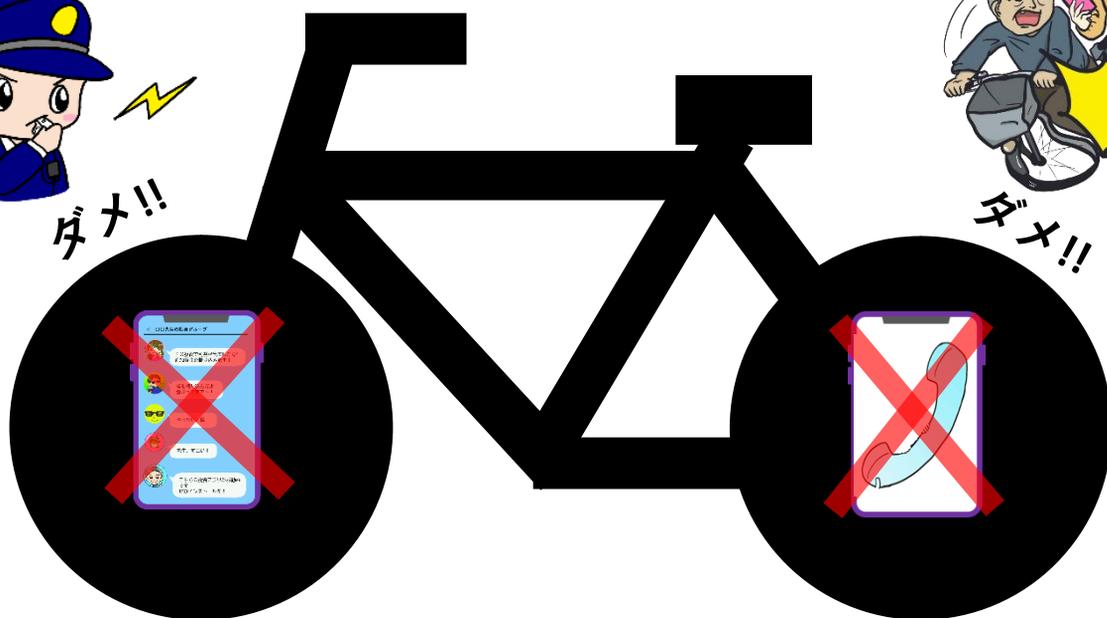


自転車交通安全教育の時間 令和6年9、10月号（第96号）

Traffic Safety News



自転車のながらスマホ罰則強化



道路交通法改正され令和6年11月1日から、自転車に乗りながらスマートフォンなどを手で保持して

○通話する行為

○画像を注視する行為

に対する罰則が強化されます。

（違反者は、6ヵ月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通に危険を生じさせた場合、1年以下の懲役又は30万円以下の罰金）

もしも自転車で事故を起こした場合、どうすればいいの？



- 1 すぐに自転車の運転を停止
- 2 負傷者の救護
- 3 道路における危険を防止する措置
- 4 110番通報



負傷者を助ける
救急車を呼ぶ
(119番通報)

負傷者や自転車を安
全な場所へ移動させ
る



自転車で事故を起こしたときも、自動車と同様に、負傷者を助け警察へ通報する義務と責任があります。